



答 申 第 904 号
令和 2 年 10 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 26 日付け神
福国第 2255 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 国民健康保険の脱退届の提出手続きについて、区役所窓口による受付及び郵送受付
けに加えて、新たに市ホームページから提出を可能とする電子申請システムを構築す
ることは、届出者の時間やコストの負担軽減、窓口の混雑緩和を図ることが期待でき、
市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するこ
とのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適
切に行わなければならない。

国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 904

1. システムへの入力 (申請者)

- ・ 申請者(世帯主) ID
- ・ 申請者パスワード
- ・ 申請者氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 申請者氏名フリガナ (カナ)
- ・ 申請者郵便番号
- ・ 申請者住所
- ・ 申請者電話番号
- ・ 申請者の国民健康保険脱退の有無
- ・ 申請者の国民健康保険証の返納有無
- ・ 申請者の国民健康保険の被保険者証番号
- ・ 申請者の福祉医療助成制度の該当区分
- ・ 申請者のマイナンバー変更の有無
- ・ 申請者のマイナンバー
- ・ 世帯員の氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 世帯員の国民健康保険証の返納有無
- ・ 世帯員の国民健康保険の被保険者証番号
- ・ 世帯員の福祉医療助成制度の該当区分
- ・ 世帯員のマイナンバー変更の有無
- ・ 世帯員のマイナンバー

2. システム自動設定

- ・ 申請日時
- ・ 申請 ID

3. 必要書類

- ・ 健康保険証の写しまたは健康保険資格取得証明書の写し
- ・ マイナンバー確認書類の写し (マイナンバーに変更があった場合のみ)
- ・ 申請者の本人確認書類の写し